

食品研究部門技術習得研究員受入れ要領

18食総第29号

平成18年4月1日

(目 的)

第1条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構食品研究部門（以下「研究部門」という。）が、民間企業等の依頼により、その施設を使用させ、あわせて試験研究に関する指導等を行うため、受け入れる研究員（以下「技術習得研究員」という。）については、この要領の定めるところによる。

(技術習得研究員の業務)

第2条 技術習得研究員は、所定のユニット等に所属し、そのユニット長等の指導のもとに、特定の事項につき研究又は技術習得に従事する。

(申 請)

第3条 技術習得研究員の派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、「技術習得研究員受入れ申請書」（別記様式1）を研究部門長（以下「部門長」という。）に提出しなければならない。

(承 諾)

第4条 部門長は、前条の規定により申請があった場合には、遅滞なく技術習得研究員の受入れについて決定し、承諾するときは、「技術習得研究員受入れ承諾書」（別記様式2）を申請者に送付する。

(受入れ期間)

第5条 技術習得研究員の受入れ期間は、1年以内とする。ただし、申請者の申出により、その期間を更新することができる。

2 前項ただし書の規定により期間を更新しようとするときは、第3条および第4条の規程を準用する。

(受入れ経費等)

第6条 技術習得研究員の依頼料は、別に定める金額とし、特別に多額の費用を必要とする場合は、別に申請者においてその実費を負担する。

2 前項の依頼料は、前納とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、分納とすることができる。

3 既納の依頼料は、原則として返還しない。

(成果の発表)

第7条 技術習得研究員が、研究部門における当該研究業務に関する研究成果を発表しようとするときは、あらかじめ当該ユニット長等の承認を受けなければならない。

(特許権等に対する取扱い)

第8条 技術習得研究員が、第5条の期間中に得られた研究成果等について発明を行ったときは、その発明にかかる特許を受ける権利または特許権は、研究部門に帰属する。

2 前項の規定は、実用新案権、意匠権及びプログラムの著作権に準用する。

(報告書の提出)

第9条 技術習得研究員は、受入れ期間が終了後「技術習得研究員報告書」(別記様式3)を作成し、指導するユニット長等を経て研究部門に報告しなければならない。

(受入れの解除)

第10条 部門長は、次の各号に該当する場合は、技術習得研究員の受入れを取り消すことができる。

一 申請者より依頼中止の申出があった場合

二 部門長が技術習得研究員の疾病その他の事由により、研究または技術習得を継続することが、不相当と認めた場合

2 部門長が、前項の取消しをしたときは、申請者に文書によりその旨を通知する。

(修了証)

第11条 部門長は、任期を終了した技術習得研究員に対しては、修了証書を交付するものとする。

(技術習得研究員の義務)

第12条 技術習得研究員は、研究部門において知見した秘密をもらし、又は盗用してはならない。このことは受入れ期間終了後においても同様とする。

第13条 技術習得研究員は、善良なる管理者の注意義務をもって、研究部門の日常業務に当たらなければならない。

(事故の補償等)

第14条 技術習得研究員が故意又は、重大な過失によって、研究部門が保有する施設又は備品等に損傷を与えた場合には、その損傷に関する原状回復の措置は、申請者の責任において行うものとする。

2 受入れ期間中に起こった事故による負傷等に対する補償等の措置は、申請者の責任において行うものとする。

(その他)

第15条 特別の事情があると認められる場合には、この要領の一部を適用しないことができる。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成２１年１月２８日 ２０食総第０９０１２８０６号）
この要領は、平成２１年２月１日から実施する。

附 則（平成２６年５月７日 ２６食総第１４０４２５０７号）
この要領は、平成２６年６月１日から実施する。

附 則（平成２７年３月１６日 ２６食総第１５０３１００４号）
この要領は、平成２７年４月１日から実施する。

附 則（平成２８年４月１日 ２７食総第１６０３２２０９号）
この要領は、平成２８年４月１日から実施する。

別記様式 1

技術習得研究員受入れ申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
食品研究部門長 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者役職
氏 名 印

食品研究部門技術習得研究員受入れ要領に基づき、下記のとおり受入れられたく申請します。

記

1 研 究 員 氏 名 ・ 性 別

所 属

2 研究（または技術習得）題目

3 研究（または技術習得）概要

4 希 望 ユ ニ ッ ト 等

5 依 頼 期 間
自 平成 年 月 日 ～ 至 平成 年 月 日

6 依 頼 料 の 額

7 健 康 状 態
☐ 良 好 ☐ 持病又は既往症（別紙にご記入ください。）

8 そ の 他 の 希 望 事 項

別紙

持病又は既往症（例 B型肝炎、1 型糖尿病など）と、その持病により受入を希望する研究領域等で注意または配慮する事項等がありましたらお知らせください。

持病又は既往症：

注意又は配慮する事項：

※ 個人情報につきましては、技術習得研究員受入以外の目的では利用いたしません。また、ご提供いただいた個人情報は、個人情報に関する法令、規範及び農研機構内諸規程に則り適正に管理いたします。

別記様式 2

技術習得研究員受入れ承諾書

食総第 号
平成 年 月 日

申請者

殿

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
食品研究部門長

平成 年 月 日付けをもって申込みのありました技術習得研究員について、別添の食品研究部門技術習得研究員受入れ要領により、下記のとおり承諾いたします。

記

1 研究員氏名・性別

2 研究（または技術習得）題目

3 研究（または技術習得）概要

4 ユニット等及び指導者名

5 受 入 期 間
自 平成 年 月 日 ～ 至 平成 年 月 日

6 依頼料

円
(うち消費税及び地方消費税額 円)

別記様式3

技術習得研究員報告書

平成 年 月 日

1. 研究員：所属
氏名

2. 受入期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3. 受入ユニット等：

4. 指導研究員：役職
氏名

5. 研究課題：

6. 研究概要：

別表

区 分	依 頼 料
民間企業等	1 ヶ月 30,000円 + 特別多額の費用を要した物品代金

上記依頼料に消費税を加えた金額を納付金額とする。